

平成19年度 社会福祉法人石巻市社会福祉協議会 事業計画

基本方針

今日、急速に進む少子高齢化、核家族化等による家族の形態や価値観の変化など、地域住民相互の社会的なつながりは希薄化し地域社会は変貌している。

さらに、児童・高齢者虐待・家庭内暴力とともに、「いじめ」が大きな社会問題となる等社会情勢が複雑化する中で、社会福祉に対するニーズはますます多様化、高度化している。

昨年4月の介護保険法の改正、障害者自立支援法成立により、高齢者・障害者の自立と社会参加の促進など、福祉を取り巻く環境は大きく変化している。

今後、個人の尊厳を重視した、対等平等の考え方に立って、地域住民全てで支える社会福祉が求められており、住民一人ひとりが福祉課題を受け止め、地域の中で相互に助け合い支えあう住民参加型の事業展開が重要となっている。

そこで本会は、「福祉のまちづくり」のための事業を一層推し進め、石巻市をはじめとする福祉、保健、医療、教育等の関係機関・団体等と連携しつつ、ノーマライゼーションの啓発や市民参加によるボランティア活動の振興、青少年・企業等に対する福祉教育、福祉分野におけるマンパワーの確保、バリアフリーのための活動に対する協力、災害時の要援護者支援体制の確立などに積極的に取り組んでいく。

さらに、公益性の高い社会福祉法人として、介護保険・障害者自立支援法に基づき、より質の高い福祉サービスを市民に提供し、すべての人が安心して心豊かに暮らせるための事業を行っていく。

スローガン

1. 誰もが地域の中で共に生き、喜びと生きがいのある福祉のまちを築く
2. 包容力のある地域社会形成を図り、心豊かなまちを築く
3. みんなで手をつなぎ、市民総ボランティア、住民参加の福祉のまちを築く

重点目標

1. 地域福祉活動の推進

合併3年目の今年度、合併協定事項の総点検、検討調整を図るとともに、福祉サービスの安定的な提供と地域特性を考慮したサービスに努める。

また、地域に設置した福祉協力員の協力により、福祉活動事業の円滑な運営を推進する、福祉課題の把握並びに福祉ネットワークづくりを推進する。

2. 地域福祉活動計画の策定

石巻市における「地域福祉計画」に基づき、協働による地域福祉事業の推進を図る。

さらに、早期に福祉意識・福祉ニーズ調査を実施するとともに、住民参画による事業推進の目標や長期ビジョンを明確にした「地域福祉活動計画」を策定する。

3. 介護保険制度・障害者自立支援法に基づく取り組み

福祉サービス利用者の立場を最優先に考え、新たに介護予防事業に積極的に取り組む。また、障害者自立支援法の施行に伴い、従来、市の受託事業等であった障害者の作業所について、本会が地域活動支援センター設置し運営にあたる。

4. 災害危機管理体制の拡充

大規模災害の発生に備えて、行政で策定する地域防災計画との整合性を図りながら、昨年度策定の本会災害対策要綱並びに災害救援ボランティアセンター設置要綱を基に、危機管理の理念・方針をさらに明確にし、被害を想定した訓練を実施するとともに、緊急時における防災・減災の組織作りに取り組む。

I. 法人運営部門

①法人全体の運営

- ・本所と支所及び支所間の連携を密にして、福祉サービスの向上と均等化を図るとともに、地域に根付いた事業の運営に努める。
- ・全体的に情報の共有化をはかり、効果的な業務運営を推進する。

②地域福祉推進委員会の運営

- ・各支所における地域福祉推進委員会は、その地域における特色のある福祉事業の展開に心がけるとともに、住民のニーズをよりの確に把握し、実効のある福祉サービスの提供に努め、地域住民に理解を得られるよう委員会を運営する。

③社協会費の効率的運用

- ・本会事業運営の根幹である一般会員会費について、会員加入をさらに推進し、全市的な事業活用を図るとともに、会費の使途については、会員の期待を十分把握し、それに応える効率的な事業展開に努める。

II. 地域福祉活動推進部門

①福祉のまちづくり事業

- ・住民参加による「地域福祉活動計画」の策定
- ・住民自治組織との連携強化（福祉協力員）
- ・福祉ネットワーク事業の実施（福祉台帳）
- ・ふれあい参加型食事サービスの実施
- ・広報活動の充実、社協だより年4回発行全戸配布・ウェブサイト（ホームページ）の拡充

②ボランティアセンター事業

- ・登録、斡旋、登録証の発行、個人ボランティア登録の促進
- ・情報の収集と発信
- ・人材養成、研修、各種講座の開催
- ・防災、災害救援体制の整備
- ・福祉教育の推進、総合的学習活動支援事業の実施

③共同募金運動の推進

- ・住民の自主的な活動の展開

④福祉団体への支援

- ・自主運営に向けての事務局機能支援

Ⅲ. 福祉サービス利用支援部門

①総合相談機能の充実

- ・いつでも誰でも気軽に相談に応じることのできる相談の実施

②個人情報保護の実施

③資金貸付事業

- ・低所得世帯等への無利子又は低利の資金貸付事業の実施

④地域包括支援センター事業

- ・地域包括支援センター・在宅介護支援センターの受託経営

⑤福祉用具貸出事業

- ・障害者等への介護用ベッド・車椅子貸出の実施

⑥地域福祉権利擁護事業（生活支援事業：まもり一ぶ）

Ⅳ. 在宅福祉サービス部門

①介護予防への取り組み

- ・予防給付に対応した介護サービス充実

②地域福祉と介護サービスの連携

- ・既存通所介護施設の地域福祉型福祉サービスの開発

③介護サービスの質の向上

- ・定期的なサービス担当者会議開催
- ・職員研修の実施

④介護サービス事業の事業経営体制の整備

- ・在宅福祉サービス部に属する各事業部門の一体体制の構築と業務体制の整備
- ・介護サービス事業の財務体制の整備各事業別コスト把握

⑤各事業所の連携

- ・各事業所間の情報・連絡・調整

⑥委託事業の効果的・効率的な運営

- ・各種委託事業を効果的かつ効率的に実施する。

⑦障害者地域活動支援センターの設置運営

- ・従来、受託等による運営の障害者授産・作業所であった「みどり園」「かしわホーム」「はまなす作業所」に、桃生「希望の里」を加え、新たに障害者地域活動支援センターを設置・運営を行い、障害者の自立に向けての支援を行う。